

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 町民と議会の意見交換会

(1) 目的

議員定数及び議員報酬の見直しに伴い、町民の意見を広く集め、地方自治の根幹でもある議員の在り方や議員の数について、住民参加の下で考える機会を設けることを目的とする。

(2) 派遣場所

- ① 札内コミュニティプラザ
- ② 幕別町民会館
- ③ 忠類コミュニティセンター

(3) 派遣期間

- ① 令和7年10月18日（1日間）
- ②及び③ 令和7年10月20日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

2 十勝町村議会議員研修会（十勝町村議会議長会主催）

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

(2) 派遣場所

幕別町民会館

(3) 派遣期間

令和7年10月30日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

3 議会運営委員会議員研修会（議員会合同）

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

(2) 派遣場所

幕別町役場 3階会議室

(3) 派遣期間

令和7年11月14日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

4 その他

上記1から3の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。